



令和7年度

子どもの居場所「フレディ」のご案内



1 「フレディ」とは

「フレディ」は、子どもの健全育成を図るため、保護者の就労状況にかかわらず、放課後や土曜日などに児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」です。小学校内の専用ルームや、体育館、校庭、図書室などの諸室を活用し、自主的な遊び、スポーツ、読書、学習支援などを行っているほか、工作教室や児童が主体となって運営する夏祭りなど各種行事も実施しています。

子どもたちは、教員免許、看護師免許または保育士資格、児童指導員任用資格のいずれかを有する指導員等と、保護者や地域の方などのサポーター（ボランティア）等が見守る中で活動しています。

「フレディ」は、子どもたちがいきいきと遊び(Play)、学習(Study)することができることを願って創った愛称です。

2 プレディ開設日時とお休み

【開設日時】 ●月曜日～金曜日：プレディ設置校の放課後～午後5時

●土曜日、春・夏・冬休み等の学校休業日：午前8時30分～午後5時

※保護者の就労などの特別な事情がある場合は、勤務証明書等の提出により、最長で午後7時30分（土曜日は午後6時）まで利用できます。

【お休み】 ●日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

※学校行事や選挙、自然災害（台風・地震等）などで臨時にお休みする場合があります。

3 プレディ設置校

プレディ名	電話番号	学校内学童クラブの設置（※1）
プレディ中央（中央小学校内）	03-3551-0522	○（R7 新規）
プレディ明石（明石小学校内）	03-3544-2860	—
プレディ京築（京橋築地小学校内）	03-3545-2843	○
プレディ明正（明正小学校内）	03-3551-3673	—
プレディ日本橋（日本橋小学校内）	03-3668-2331	—
プレディ有馬（有馬小学校内）	03-3666-3960	—
プレディ久松（久松小学校内）※2	03-3663-7045	○（R7 新規）
プレディ佃島（佃島小学校内）	03-3536-7041	—
プレディ月一（月島第一小学校内）	03-3531-4746	○
プレディ月二（月島第二小学校内）	03-3531-1045	○（R7 新規）
プレディ月三（月島第三小学校内）	03-3531-7251	—
プレディ豊海（豊海小学校内）	03-3534-1300	○
プレディ晴海西（晴海西小学校内）	03-3520-8552	○

※1 学校内学童クラブは令和8年度までに順次設置予定です。

※2 令和7年度の夏休みに大規模改修工事を予定しています。

4 対象者と利用できるプレディ

【対象者】

区立小学校の在籍児童又は区内に住所を有する小学校児童（利用には登録が必要です）

【利用できるプレディ】 利用登録できるプレディは1つです。

- ① 在籍する小学校（以下「在籍校」という。）のプレディ
- ② 在籍校と、住所を有する通学区域の小学校（以下「指定校」という。）の双方にプレディがある場合は、いずれか一方のプレディ
- ③ 在籍校にプレディがなく、指定校にプレディがある場合は指定校のプレディ
- ④ 在籍校と指定校のどちらにもプレディがない場合は、1プレディを選択

5 利用登録について

プレディを利用するには、毎年、事前の登録が必要です。（定員なし）

現在利用中の方が、次年度引き続き利用を希望する場合も、改めて登録をする必要があります。

また、区立の学童クラブ、キッズクラブ・日本橋、ベネッセ 学童クラブ月島、ベネッセ 学童クラブ 晴海との重複登録はできません。

【登録申請期間】

- 令和7年度の春休み（4月1日～4月5日）から利用したい方
⇒ 令和7年2月1日（土）から令和7年2月28日（金）
上記申請期間を過ぎて申請をした場合は始業式（入学式）以降の利用になります。
- 令和7年度の途中から利用したい方
⇒ 随時申請を受け付けます。利用準備が整い次第利用することができます。

【登録に必要なもの】

- 利用申請書（春休みから利用したい方は「新年度用」の申請書）
- 傷害・賠償責任保険料 600円
- 保護者全員の勤務証明書（午後5時以降の利用を希望する方のみ）

【登録申請場所】

利用を希望するプレディに直接申し込んでください。

- ※ 必要な書類は、各プレディまたは区役所地下1階福祉保健部放課後対策課にあるほか、区のホームページからもダウンロードすることができます。
- ※ プレディの登録申請期間と学童クラブの利用申請期間は異なります。詳しくは、区のホームページをご覧ください。
- ※ 兄弟姉妹等複数人が利用登録する場合の勤務証明書は、一世帯1部の提出で結構です。
- ※ 利用登録の際に、児童のプレディ利用方法等について、保護者の方に聞き取りをさせていただく場合があります。

6 児童が加入する傷害・賠償責任保険について

プレディを利用する児童は、傷害・賠償責任保険に加入します。加入手続きの事務は区が行います。保障は、医療費の実費ではなく、通院等1日あたりの定額保険金が支払われます。

〔令和7年度の主な内容（予定）〕

けがなどの治療で通院 1日につき1,500円

けがなどの治療で入院 1日につき4,000円 ※詳細はお尋ねください

7 利用料

無料 ※ただし、各種教室に参加する際に、材料費等の実費がかかる場合があります。

午後6時以降にプレディを利用した場合には、延長利用料（1回400円、月の利用料が5,000円を超えた場合は5,000円）がかかります。延長利用料の納付は、原則、口座振替をご利用ください。

8 利用方法について

プレディの利用を希望する日に、利用登録時に交付する利用票を児童に持参させてください。利用票には当日の利用時間・お迎えの有無等を、保護者と児童で確認した上で、必ず記入してください。

利用票を忘れた場合や未記入の場合は、保護者と児童が同意した上での利用なのか、下校時間は何時なのかなどが確認できないため、プレディの利用はできません。利用票を紛失・破損した場合は、再交付しますので直ちにお申し出ください。

●学校から下校した場合は、当日プレディを利用することはできません。

プレディから下校した場合も、当日に再度プレディを利用することはできません。

●土曜日や学校休業日にお昼をはさんで利用する場合は、お弁当と水筒等の持参が必要です。

●午後5時以降に利用する場合は、保護者が運営するおやつの会への入会が必要です。

●午後6時以降にプレディを利用した場合は、児童のお迎えが必須になります。

最長利用時間の5分前までにお迎えに来てください。お迎えは、利用申請書の「家族構成・緊急連絡先」欄に記載がある高校生以上の方が対象です。ファミリーサポートセンター等をご利用の方は、その旨ご記載ください。記載しきれない場合は、各プレディにご相談ください。

●台風接近等により授業が短縮され、一斉下校（または全日休校）となった場合は、プレディもお休みです。事前に自宅の鍵を持たせるなどの工夫をお願いします。

●土曜日や学校休業日に、気象に関する警報や地震に関する警戒宣言等が発令されている場合は、発令が解除されるまでご家庭で保護するなどの対応をお願いします。

また、状況によってはプレディをお休みする場合がありますのでご了承ください。

9 利用の取りやめや申請内容の変更などについて

プレディ利用の取りやめや、利用時間・住所等の利用登録申請内容の変更を希望する場合は、「プレディ申請内容変更届」を提出してください。「変更届」は、各プレディまたは区役所地下1階福祉保健部放課後対策課にあるほか、区のホームページからもダウンロードすることができます。

【勤務証明書の提出省略について】

区立の学童クラブ登録児童がプレディに登録を変更する場合は、登録している学童クラブにご連絡いただければ、プレディへの「勤務証明書」（発行日から3か月以内のものに限る）の提出は省略できます。ただし、「勤務証明書」を提出しているプレディ登録児童が区立の学童クラブに利用申請を行う場合は、区立の学童クラブへの「勤務証明書」の提出は省略できませんので、ご注意ください。

10 入退室管理システム（コドモン）

児童の放課後の安全・安心の確保のため「入退室管理システム（コドモン）」を導入し、児童の入退室時間の通知や、施設から保護者へのお知らせ等の配信を行っています。利用料は無料ですが、受信等にかかる費用はご負担いただきます。利用登録時にコドモンの登録案内を配布しますので、内容をご確認の上、登録のご協力をお願いします。

また、保護者全員が就労等しているご家庭は、希望により、出欠確認（勤務証明書の提出と事前の利用予定申請が必要です）や、児童の様子等について施設とやり取りをすることができます。

11 サポーター（ボランティア）について

プレディは「地域の子どもは地域で育てよう！」という趣旨のもと、サポーター（保護者や地域の方など）と協力して、日々、子どもたちを見守っています。

サポーターは登録制で、各プレディで随時受付を行っておりますので、地域の子どもたちのために、ぜひご協力をお願いします。なお、詳細は各プレディにお尋ねください。

※ サポーター登録後、傷害・賠償責任保険に区の保険料負担で加入します。
保険加入手続き事務は区が行います。

12 プレディと学童クラブとの違い

【プレディ】

13の小学校内で、定員を設けずに実施しています。子どもが安全に安心して自主学習や自主遊びを行える居場所を区が提供する事業（放課後子供教室）です。保護者の就労等に関係なく、区内の小学校に在籍する児童および区内に住所を有する小学校児童が対象で、自由に利用することができる『参加型』です。指導員で運営をしていますが、「地域の子どもは地域で育てよう！」という趣旨のもとサポーター（保護者や地域のボランティアなど）の協力も得ており、毎日の遊びの中で地域の大人と交流することもできます。

【学童クラブ】

区内8か所の児童館および4か所の小学校で実施しており、令和7年度からは新たに3か所の小学校で実施します。区内の小学校に在籍している児童または区内に居住し、区の区域外の小学校に在籍している児童（※学校内学童クラブは、学校内学童クラブのある小学校に在学している児童、または、当該小学校の通学区域内に居住する児童）で、放課後帰宅しても保護者の就労等で、家庭で適切な保護育成を受けられない児童を、危険のないよう保護し、生活指導などを行う事業です。

【プレディプラス】

区立小学校内に学童クラブを設置し、学校内学童クラブ所属児童と放課後子供教室（プレディ）所属児童が、放課後に使用できる教室等を活用し職員の見守りのもと一緒に過ごすことができる「プレディプラス」事業を実施しています。令和7年度は、中央・京橋築地・久松・月島第一・月島第二・豊海・晴海西小学校で実施します。



【問合せ先】

中央区 福祉保健部 放課後対策課 放課後支援係

電話：03（6278）8359

FAX：03（3544）0505

中央区ホームページ URL：<https://www.city.chuo.lg.jp>



【中央区ホームページ】

子どもの居場所（プレディ）づくりの推進